

納税 待ったなし！

市町村税徴収強化月間2008冬

◆全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2008冬」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組んでいます。

◆三位一体改革と税源移譲

昨年、三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税(地方税)に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、下野市の歳入は少なくなってしまう。(住民税が増えた分、所得税は減っています。)

このことは、下野市の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。

税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになります。

◆一人ひとりが下野市を支える

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

◆自主的な納付

下野市は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック(写真)をすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



下野市では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

納税相談	市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
納税催告	納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
財産調査	滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。
給与調査	滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。
差押処分	不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554

電話加入権を公売します

自動車税等の滞納のため差押えた電話加入権等を公売します。お持ちいただくもの等については、お問い合わせください。

- 日 時 12月18日(木) 午前9時45分～
- 場 所 栃木県庁下都賀庁舎第1別館2階大会議室(栃木市神田町6-6)
- 問い合わせ先 栃木県税事務所収税課 ☎0282-23-3411